

卓球交流大会

- 1 主管 福島県ラージボール卓球協会
- 2 日時 令和7年5月22日(木)
8:20~15:30
 - (1)選手受付 8:20~8:50
競技会場入り口において
 - (2)総合開会式 9:00~9:30
あいづ総合体育館 メインアリーナ
競技役員・選手は総合開会式に参加すること。
 - (3)開始式
- 3 競技会場
あいづ総合体育館 メインアリーナ
会津若松市門田町大字御山字村上 164
TEL 0242-28-4440
- 4 参加資格
 - (1)県内在住者で60歳以上(昭和41年4月1日以前に生まれた人)とする。
 - (2)前回の全国大会に出場した選手が今年の今大会に参加できない。
- 5 募集定数 36 チーム
- 6 競技方法
 - (1)チーム対抗の団体戦を行う。
 - (2)チーム編成は8人以内とする。(監督は選手を兼任できる。)
 - (3)予選リーグは①~⑤までの全試合を行うが参加人数の多少によって決勝リーグ戦は3点先取かを定める。
 - ①第1試合女子シングルス(70歳以上の部)
(昭和31年4月1日以前に生まれた人)
 - ②第2試合男子シングルス(70歳以上の部)
(昭和31年4月1日以前に生まれた人)
 - ③第3試合混合ダブルス(男女65歳以上の部)
(昭和36年4月1日以前に生よれた人)
 - ④第4試合女子シングルス(60歳以上の部)
(昭和41年4月1日以前に生まれた人)
 - ⑤第5試合男子シングルス(60歳以上の部)
(昭和41年4月1日以前に生まれた人)
- 7 競技規則
 - (1)現行の公益財団法人日本卓球協会の(ラージボール卓球)ルールを適用する。
 - (2)1試合の中で単:復を問わず2度出場はできない。
 - (3)1マッチは3ゲームとし、2ゲーム先取した者を勝ちとする。
 - (4)1ゲームは11点先取とする。サービスは2本交替。10:10以後は1本交替で2点リードした者を勝ちとする。
 - (5)試合球は、ラージボールプラスチック・直径44mm ニッタクを使用する。
 - (6)競技大会ルールを適用する。
競技方法 10:10以降は、2ポイント差とする。
サービス 2~3秒制止する。16cm以上上げる。
 - (7)公益財団法人日本卓球協会が公認した表ソフトラバー(粒高を除く)が使用できる。
 - (8)服装は、ラージボール卓球ルールどおりとする。(ゼッケンは必ず着用する。)
- 8 大会規定
 - (1)試合の組合せは、競技主管団体で行う。
 - (2)試合球は、競技主管団体が用意したものを使用する。
- 9 表彰
 - (1)第1位グループ(決勝トーナメント戦)の優勝・準優勝・第3位までのチームに賞状を贈る。
 - (2)代表権は上位順とする。辞退者が上位の場合次のチームが代表権を得る。
申込み時点で全国大会に出場しない場合その旨を申込書備考欄へ不参加を記載願います。
全国への参加が少ない場合1位グループからリーグ戦又はトーナメントによる決定戦を行う場合がある。
 - (3)参加選手の中から最高齢者(70歳以上男女各1人)に記念品を贈る。但し、受賞経験者は除くものとする。
- 10 参加申込
 - (1)申込期限 令和7年4月11日(金)必着
 - (2)申込先
〒963-8041 郡山市富田町字下四田 11-11
福島県ラージボール卓球協会事務局
大槻力也
TEL & FAX 024-952-2896
 - (3)当日連絡先
携帯電話 090-8782-3886
大槻力也
 - (4)申込方法 別紙参加申込書に必要事項を記入のうえ申し込むこと。
- 11 その他
 - (1)参加者は、あらかじめ健康診断を受けるなど、健康の自主管理に努め、風邪気味で発熱しているなど体調不良があれば直ちに参加を見合わせること。
 - (2)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うこと。
競技当日は、検温を実施することとし、体調に異変を感じる場合は、参加を見合わせること。
 - (3)特に参加者は試合前のウォーミングアップ、水分補給、休憩時間の確保等々、万全の体調で臨むこと。
 - (4)健康保険証・高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証は、必ず持参すること。
 - (5)主催者は、応急手当及び救急車の手配以外の責任を負わない。
 - (6)当日の傷害保険は主催者が加入する。
 - (7)第37回全国健康福祉祭りふ大会(ねんりんピックぎふ2025)に本県を代表して派遣する選手を選考する際は本大会の成績等を参考にすること。
 - (8)駐車場には限りがあるので、車で来場する場合は、相乗りを原則とすること。
 - (9)車の駐車については係員の誘導に従うこと。
 - (10)競技に参加するときは、交通事故等には十分注意すること。
 - (11)昼食は各自持参すること。
 - (12)ゴミ夫員は各自持ち帰ること。
 - (13)使用会場は原状に戻すこと。